

令和８年度 歳末たすけあい募金助成金事業 在宅助成要項

（目的）

第１条 「歳末たすけあい運動」の一環として、支援を必要とする人たちが、新たな年を迎える時期に安心して暮らせるための歳末助成金や、入学などに際しての祝金を助成し、予算の範囲において支援することにより、低所得者世帯の生活支援に資することを目的とする。

（助成対象）

第２条 別紙１の令和８年度「歳末たすけあい募金」助成対象表に該当する世帯とする。

（助成内容）

第３条 助成額は、歳末助成金については 10,000 円/世帯以内、入進学等祝金については 10,000 円/人とし、その年度の申請件数により決定する。

２ 入進学等祝金については、対象世帯の中で令和８年度に中学校卒業、令和９年度に小学校入学、中学校入学する児童、生徒のいる世帯に対し助成する。

（交付時期）

第４条 令和８年１２月中旬から下旬。

（受付期間）

第５条 受付期間は、令和８年９月 18 日（金）から 10 月 30 日（金）までとする。

（申請方法）

第６条 対象世帯からの申請方式とする。「歳末たすけあい募金助成金申請書」（様式第１号）と別紙１の中から必要な提出書類を添付し焼津市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の本所、又は大井川支所へ提出する。

２ 本会の本所または大井川支所へ提出は、郵送でも可とする。

３ 担当民生委員児童委員へ提出し申請を依頼することもできる。民生委員児童委員は、本会の本所または大井川支所に申請書を提出する。

４ 申請書は、本会事務局、本会ホームページ、民生委員児童委員、福祉政策課、介護保険課、子育て支援課、保育・幼稚園課、市民課、地域交流センターで取得できる。

５ 提出された申請書類等は返却しない。

（助成の決定）

第７条 事務局内で内容を審査し決定する。

（助成金の交付）

第８条 交付は、担当民生委員児童委員から申請者への手渡しとし、申請者は受領証に署名又は記名押印しなければならない。

（助成の取消）

第９条 助成決定後、虚偽の記載が判明した場合は助成の決定を取り消すとともに、すでに交付されている場合には、助成金を返還させるものとする。

（その他）

第１０条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は会長が定めるものとする。

[別紙1]

令和8年度「歳末たすけあい募金」助成対象表

【歳末助成金】

対象世帯は「対象区分」のいずれかに該当し、かつ「対象条件」をすべて満たす世帯。

○対象区分

	該当世帯	内 容	提出書類（区分B, Cは不要）
A	ひとり親世帯	中学生までの子どもを養育し、子の祖父母と同居していない世帯	児童扶養手当証書(写)又は、ひとり親家庭等医療費助成受給者証(写)
B	高齢者世帯	世帯全員が満65歳以上の世帯又は、これらに中学生までの者が加わった世帯	—
C	ひとり暮らし 高齢者世帯	満65歳以上のひとり暮らしの高齢者世帯	—
D	要支援者・要介護者世帯	介護保険の要支援者1、2・要介護者1～5の認定者がいる世帯	介護保険被保険者証(写)
E	障害児・者世帯	障害児・者のいる世帯で、以下の手帳を取得している者がいる世帯 ・身体障害者手帳 1、2級 ・療育手帳 A、B ・精神障害者保健福祉手帳 1、2級	身体障害者手帳(写) 療育手帳(写) 精神障害者保健福祉手帳(写)
F	上記「対象区分」の「A～E」に該当しない世帯であるが、下記「対象条件」をすべて満たし、民生委員児童委員が支援を要すると認める世帯		民生委員児童委員の意見書 ※申請書「民生委員児童委員 使用欄」に世帯状況を記入

○対象条件

内 容	提 出 書 類（いずれか1つ、全申請者必ず提出）
※以下の項目にすべて該当すること ア 現在焼津市の住民基本台帳に登録されている世帯 イ 年末年始に対象者が入所・入院の予定はない ウ 生活保護を受けていない世帯 エ 世帯全員の住民税（市・県民税）が非課税である世帯 オ 担当民生委員児童委員への情報提供など、今後継続的に関わりを持つことが可能な方	☐ 令和8年度住民税課税証明書【児童・生徒（大学生まで）を除く、世帯全員分】 ※65歳以上で保険料段階が第1・2・3段階の方のみ以下の書類で代替可能。 （第4, 5, 6段階の方は、令和8年度住民税課税証明書を提出。） ☐ 令和8年度納入通知書（介護保険料額決定通知書）兼特別徴収開始通知書（写）

【入進学等祝金】

入進学等祝金の対象は、歳末助成金対象世帯の中で、令和8年度に中学校卒業、令和9年度に小学校入学、中学校入学する児童、生徒のいる世帯。